

住居表示実施に伴う住所変更の手続き

住居表示の実施により住所が変わる場合の手続きについてご案内します。

*手続きに**住居表示変更証明書**が必要な場合は、実施日以降に総合窓口課で発行します。(無料)

*引越やご本人の申し出により住所が変わる場合は手続きが変わりますので別途ご確認ください。

◎住民登録関係 (問い合わせ先：総合窓口課総合窓口係 092-938-0215)

事項	住所変更手続き
住民票・印鑑登録・戸籍	手続きの必要はありません。(自動的に変更となります)
マイナンバーカード (電子証明書)	個人番号カードの表面に変更後の住所を記載しますので実施日以降に総合窓口課の窓口にお持ちください。 ※交付時に設定された暗証番号が必要です。
マイナンバー通知カード	通知カードは令和2年5月25日に廃止されたことにより、住所変更等の手続きはできません。
在留カード・ 特別永住者証明書	実施日以降に、在留カード又は特別永住者証明書の裏に新しい住所を記載しますので、すみやかにカード又は証明書をお持ちいただき、手続きをしてください。 ※本人又は同一世帯の方以外が手続きされる場合は、お問い合わせください。
住民基本台帳カード	写真付きの住民基本台帳カードは、実施日以降、カードの裏に新しい住所を記載しますので、すみやかにカードをお持ちいただき、手続きをしてください。 住民基本台帳カードの発行は平成27年12月28日に終了しましたが、発行済みのカードは有効期限までご利用いただけます。 住民基本台帳カードをお持ちの方が個人番号カードを取得されると、住民基本台帳カードはその時点で廃止になります。

◎手当関係

事項	住所変更手続き
児童手当	手続きの必要はありません。
児童扶養手当	手続きの必要はありません。 次回、手当証書を交付する際、新しい住所を記載してお渡しします。 現証書の住所変更を希望される方は、手続きをしてください。
特別児童扶養手当	手続きの必要はありません。 次回、手当証書をお預かりする際、新しい住所を記載してお渡しします。 現証書の住所変更を希望される方は、手続きをしてください。